

⑧ 給与支払報告書[総括表]

(あて先) 堺市長 令和 年 月 日提出

納	A	B	指定番号

給与支払者の個人番号又は法人番号														(右詰で記入してください)
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------

フリガナ		事業種目	
------	--	------	--

給与支払者の名称又は氏名	※変更・誤りのある場合は、二重線で消して訂正してください。	受給者総人員	人
--------------	-------------------------------	--------	---

特別徴収関係書類の送付先	※変更・誤りのある場合は、二重線で消して訂正してください。	特別徴収 (給与から差し引き)	I	人
--------------	-------------------------------	--------------------	---	---

登記簿に記載されている所在地	※特別徴収関係書類送付先と登記上の所在地が異なる場合は記入してください。	普通徴収 (個人納付)	退職者 退職予定者	II	人
----------------	--------------------------------------	----------------	--------------	----	---

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	※特別徴収関係書類送付先と登記上の所在地が異なる場合は記入してください。	普通徴収切替理由書の添付が必要です	退職者以外(乙欄、その他)	III	人
----------------------	--------------------------------------	-------------------	---------------	-----	---

合計 (I + II + III)	提出する人の合計	人
-------------------	----------	---

*他社(前職)の給与を含んでいる場合は、必ずその方の摘要欄に前職の情報を記入してください。

*摘要欄に表示がない場合は、前職分給与を含んでいないと判断します。

年末調整の際に、他社分給与(前職分等)を含んでいますか

① はい ② いいえ

（「はい」の場合のみ）

その金額を摘要欄に記載していますか

① はい ② いいえ

特別徴収する場合、納入書の送付は必要ですか

① 必要 ② 不要
eLTAX地方税共通納税システム
金融機関の納入サービスを使用

納入書を使用して納入

所轄税務署 税務署

給与の支払の方法及びその期日

提出期限：令和8年2月2日(月)

提出方法は裏面右側上部「提出時の綴り方」の図を参照してください。

提出先

〒591-8701
堺市北区百舌鳥赤畠町1丁3番地1 三国ヶ丘庁舎2階
堺市 市税事務所 市民税課 特別徴収係
電話 0570-001-732

*上記番号につながらない場合は、072-231-9755へ。

*郵送により提出いただく場合は、同封の宛先シールをご利用ください。

給与支払報告書の提出について (地方税法第317条の6)

給与支払報告書(個人別明細書)は令和8年度の住民税等の課税資料となりますので、給与支払報告書(総括表)を添付のうえ、令和8年2月2日(月)までに提出してください。

・在職者・・・令和8年1月1日現在の従業員等の住所地の市町村に提出
・退職者・・・退職時における従業員等の住所地の市町村に提出

*令和7年中の支払額が30万円を超える退職者については、提出が義務付けられています。
(30万円を超えない場合でも、適正な課税のため提出にご協力ください。)

提出方法について

・堺市内の区ごとに分けず、堺市分としてまとめて提出をお願いします。
・給与支払報告書の提出を税理士事務所等へ依頼される場合は、今回送付した総括表を依頼先へお渡しください。
・この総括表以外の様式で提出していただく場合でも、必ず本総括表を添付してください。

令和6年に税務署に提出された源泉徴収票等の枚数が100枚以上であった場合は、給与支払報告書等をeLTAX等により提出する必要があります。

給与支払報告書等の提出は簡単・便利な電子申告をご利用ください！

